

監査委員会の調達等について（２）

区 分	報 告	対象範囲	監査委員会等
エグゼクティブサマリー ○ 調達に関する問題事案の再発防止策として、次の事項を実施することを報告。 ① コンプライアンスハンドブックの改訂 ② 研修での対応（調達に関する研修、コンプライアンス研修での対応） ○ 制裁事案への対応報告			
バックグラウンド ○ 監査委員会が業務担当部局として行った「現行規程点検に関する意見及び助言の提供業務」の調達手続の経験。			
今後の予定(案) ○ コンプライアンスハンドブックについては、本経営委員会報告後、直ちに改訂し、役職員に周知 ○ 調達に関する不正防止研修（集合研修）については、9月実施予定 ○ コンプライアンス研修（e-ラーニング）において調達に関する留意事項を含める（来年1月予定） ※ 制裁規程の見直しについて、規程の点検プロジェクトの検討結果を踏まえて、実施。			

問題事案の再発防止策

○ コンプライアンスハンドブックの改訂

(調達に関する留意事項)

物品等の調達に際しては、競争性及び透明性の確保が重要です。調達の公正を害する行為を行った場合には、入札談合等関与行為防止法の対象となり得るほか、就業規則による懲戒処分や制裁規程に基づく制裁処分が行われる場合があります。

例えば、企画競争等で契約候補先選定のため設置された審査委員会の委員に任命された場合には、制裁規程 2 条 1 項の「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」に該当しないよう、公告後、契約する事業者決定までの間は、あらかじめ仕様書等で明示した企画書に関するヒアリング以外は、特定の事業者との接触（面談、電話、メール等）を行ってはいけません。ただし、当該事業者が他契約における既存契約先であるなどやむを得ない場合に、複数で接触する等誤解を招かないよう接触する場合は、この限りではありません。

○ 調達に関する研修

経理課において、公正取引委員会の講師を迎え集合研修を実施する。（9月20日）

講義内容：入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法。

○ コンプライアンス研修での取組

コンプライアンス強化月間（毎年1月）にe-ラーニングによるコンプライアンス研修を実施する。

学習内容に「調達に関する留意事項」を盛り込み実施（来年1月を予定）。

制裁事案への対応報告

○ 制裁委員会開催

第1回（8月27日）制裁事案の発生について、制裁処分案を審議

第2回（8月31日）弁明を踏まえて、理事長等に提出する報告書及び意見を決定

○ 違法行為等への該当性及び制裁処分の内容

「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」に該当するものとし、制裁規程第2条第2項第6号「注意」処分とした。

※ 9月6日に経営委員長にご報告し了解を得ている。

○ 処分等の実施

9月12日に処分を行った。